

債券要項

本要項は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号。その後の改正を含む。以下「機構法」という。）の定めるところに従い、2026 年 10 月 13 日付けの国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて発行する一般担保第 365 回住宅金融支援機構債券（以下「本機構債」という。）総額 49 億円にこれを適用する。

1. 債券の名称 一般担保第 365 回住宅金融支援機構債券

2. 債券の総額 金 49 億円

3. 各債券の金額 1,000 万円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本機構債は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 120 条において準用する社債等振替法第 66 条第 2 号の規定に基づき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、本要項第 15 項に定める場合を除いて、社債等振替法第 120 条において準用する社債等振替法第 67 条第 1 項の規定に基づき本機構債の債券を発行することができない。

5. 利率 年 2.478%

6. 払込金額 額面 100 円につき金 100 円
(発行価額)

7. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円

8. 一般担保

本機構債の債権者は、機構法の定めるところにより、機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

9. 償還の方法及び期限

- (1) 本機構債の元金は、2031 年 10 月 20 日にその全額を償還する。
- (2) 本機構債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。なお、本要項において「銀行営業日」とは土曜、日曜、国民の休日及び法令により日本において銀行が休業することが認められ、又は義務づけられている日以外の日をいい、「銀行休業日」とは銀行営業日以外の日をいう。
- (3) 本機構債の買入消却は、払込期日の翌日以降、本要項第 18 項に定める振替機関（以下「振替機関」という。）が定める社債等に関する業務規程及びその他振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。

10. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本機構債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、2027 年 3 月 20 日を第 1 回利払期日としてその日までの分を支払い、以後毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各々その日までの前半か年分を支払うものとする（かかる利息を支払うべき日を以下「利払期日」という。）。
- (2) 利払期日が銀行休業日に該当する場合は、その支払を前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 払込期日の翌日から 2027 年 3 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償

- 還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
- (4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本機構債の償還を怠ったときは、機構は償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第 5 項に定める利率により計算される金額（半か年の日割計算による。）を支払うものとする。
 - (5) 本機構債の利息の計算について 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

11. 期限の利益喪失事由

本機構債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 機構が本要項第 9 項又は第 10 項の規定に違背し、7 日以内に履行又は治癒されない場合
- (2) 本機構債の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合
- (3) 本機構債の債務者（機構又は機構が解散して本機構債の債務を承継する者をいう。以下同じ。）に倒産処理手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、本機構債の債務者に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始された場合
- (4) 本機構債の債務者が発行し、又は承継した債券に係る支払債務のいずれかがその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合
- (5) 前号で規定する債券及び債務を除くその他の借入金債務についてその支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 貸付債権担保住宅金融公庫債券又は貸付債権担保住宅金融支援機構債券に関連する信託債権の回収金の引渡し義務について、その引渡しをなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合

12. 受託会社

機構法第 19 条第 6 項に基づき、本機構債の管理を株式会社みずほ銀行（以下「受託会社」という。）に委託する。

- (1) 受託会社は、本機構債の債権者のために弁済を受け、又は本機構債に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上若しくは裁判外の行為をなす権限を有する。
- (2) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の 2026 年 10 月 16 日付け一般担保第 365 回住宅金融支援機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める権限及び義務を有する。

13. 公告の方法

機構は、本機構債に関し、受託会社が本機構債の債権者に通知すべきと認める事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される 1 種類以上の日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本機構債の債権者のために必要でないと認め、その旨を機構に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

14. 本機構債の債権者集会

- (1) 本機構債の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、機構又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本機構債の総額の 10 分の 1 以上に当たる本機構債の債権者は、受託会社に対し、債

権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本機構債の債権者は、債権者集会において、その有する本機構債の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本機構債については、議決権を有しない。
- (6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本機構債の債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (7) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき。
 - ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③ 決議が著しく不公正であるとき。
 - ④ 決議が本機構債の債権者の一般の利益に反するとき。
- (8) 本機構債の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本機構債の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (9) 債権者集会の決議は、本機構債を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と受託会社が協議して定め、本要項第13項に定める方法により公告する。
- (11) 本項の手續に要する合理的な費用は、機構の負担とする。

15. 本機構債の債券の発行

本機構債の債権者は、社債等振替法第120条において準用する社債等振替法第67条第2項に定める場合に限り、機構に対し、本機構債の債券の発行を請求することができる。

16. 払込期日（発行日） 2026年10月23日

17. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

18. 振替機関
株式会社証券保管振替機構

19. 本要項及び委託契約の閲覧

本要項及び委託契約の写しは、機構及び受託会社の本店に備え置き、各々の営業時間中、本機構債の債権者の閲覧に供する。

20. 元利金の支払

本機構債の元利金の支払は、社債等振替法のほか、振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則及び振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。